

令和8年度 長野県医師国民健康保険組合 保険料賦課額（月額）

	①基礎賦課額分 (医療給付費分)	②後期高齢者 支援金分	新規		一人あたり月額保険料		
			③介護納付金分 40歳～64歳	④子ども・子育て 支援納付金分 18歳以上	18歳未満 (①+②)	18歳～39歳および 65歳以上 (①+②+④)	40歳～64歳 (①+②+③+④)
第一種組合員 (医師)	35,000 円	5,000 円	6,000 円	600 円		40,600 円	46,600 円
第二種組合員 (従業員)	12,000 円				17,000 円	17,600 円	23,600 円
	うち、事業主負担 ※1 6,000 円				うち、事業主負担 ※1 6,000円		
世帯員 (第一種・第二種・ 特別組合員の家族)	9,500 円				14,500 円	15,100 円	21,100 円

※1 第二種組合員の基礎賦課額分の2分の1は、事業主負担とする（規約第17条6）

●介護納付金分は、40歳の誕生日（誕生日が1日の場合は前月）から65歳の誕生日の前月（誕生日が1日の場合は前々月）まで賦課します

●子ども・子育て支援金分は、毎年4月1日時点で18歳以上の被保険者に賦課します（4月2日以降に18歳になる方は翌年度から賦課）